

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、継続的な企業価値の向上に向けて、経営スピードを高めるために、分社経営体制をとっております。また、持株会社である当社を中心としたグループ経営のモニタリング体制の充実、株主・投資家の皆様をはじめとするステークホルダーに対する経営の透明性・公平性を重要な課題とし、コーポレートガバナンス・コードの各原則を踏まえ、必要な体制整備および諸施策を実施していくことをコーポレートガバナンスの基本方針としております。また、当社は経営の監督と業務の執行を分離した持株会社体制をとっており、監査役会設置会社形態をとっております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】(議決権の電子行使および招集通知の英訳等)

現在、当社の株主における機関投資家・海外投資家の比率は5%未満と相対的に低く、今後一定割合以上となった時点で、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳等を検討いたします。

【補充原則3-1-2】(英語での情報の開示・提供)

現在、当社の株主における海外投資家の比率は5%未満と相対的に低く、今後一定割合以上となった時点で、招集通知の英訳等を検討いたします。

【原則4-8】(独立社外取締役の有効活用)

当社は、社外取締役1名、社外監査役2名が在籍しており、当該社外役員全員を独立役員として登録しております。社外取締役は1名ではありませんが、広範かつ豊富な知見と経験に基づき、取締役や監査役、経営陣等と積極的な意見交換を行い当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を図る観点から助言を頂いております。また、社外監査役を含め社外役員3名により、法令上与えられた権限執行が適切になされており、経営の監視および監督機能が果たされております。

上記に加え、来年度以降は、独立社外役員を主要な構成員とする、取締役・監査役候補者の指名並びに取締役の報酬に関する2つの諮問機関を任意に設置することを検討しており、取締役会に対する牽制を働かせることにより監督機能の強化が図られることから、現時点では独立社外取締役を増員する必要はないと考えております。

但し、今後当社を取り巻く環境が変化することで、独立社外取締役を増員する必要性が生じた場合は、候補者の選任を検討いたします。

【補充原則4-8-1】(独立社外取締役の情報交換・認識共有)

独立社外取締役が複数となった時点で検討いたします。

【補充原則4-8-2】(筆頭独立社外取締役の決定)

独立社外取締役が複数となった時点で検討いたします。

【補充原則4-10-1】(任意の仕組みの活用)

来年度以降は、より透明性を確保できるよう、独立社外役員を主要な構成員とする、取締役・監査役候補者の指名並びに取締役の報酬に関する2つの諮問機関を設置することを検討しております。

【補充原則4-11-3】(取締役会の実効性についての分析・評価)

当社は、これまで取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行っておりませんが、来年度以降は、独立社外役員を主要な構成員とする、取締役・監査役候補者の指名並びに取締役の報酬に関する2つの諮問機関を設置することを検討しておりますので、その中で取締役会全体の実効性の分析・評価の方法を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-3】(資本政策に関する基本方針)

当社は、収益基盤の強化や事業開発投資を積極的に行い収益力・資本効率の向上を図るとともに、最適な資本構成および株主資本の水準維持に努め、持続的な株主価値向上を目指します。

株主還元については、財務体質強化と新規成長投資のための内部留保を総合的に勘案した上で、自己資本総配分率を考慮した配当、自己株式の買入れ等具体的な施策を検討してまいります。なお、配当については、安定的な配当を確保した上で業績および財務状況に応じた利益配当を行うことを基本方針としております。

資金調達については、運転資金を有利子負債で賄うことを目安にしており、大型投資案件などのプロジェクト資金の調達は、財務状況や市場環境などを勘案して、既存株主の利益を毀損しない最適な方法を検討いたします。

【原則1-4】(政策保有株式の保有および議決権行使に関する基本方針)

当社はパートナー企業との取引関係の維持、協業体制の強化による当社グループの中長期的な事業価値向上に限定した目的で、上場株式の政策保有を行う方針であります。また、取引および協業状況などを勘案して取得、保有、処分を適宜検討しております。

政策保有株式に係る議決権行使については、当社の保有する株式価値および当社の中長期的な企業価値向上の観点などを総合的に勘案して行っております。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当社役員および主要株主等との取引が発生する場合は、法令等により定められた重要性基準等に従い、取締役会において確認および承認を行い、有価証券報告書等に開示しております。また、1年に1度、関連当事者取引に関する調査を実施し、モニタリングを行っております。

【原則3-1】(情報開示の充実)

(1) 経営理念、経営戦略、経営計画

当社の経営理念や目標とする経営指標、経営戦略については、当社ホームページおよび株主総会招集ご通知にて開示しております。

経営理念: <http://www.impressholdings.com/info/philosophy.htm>

経営戦略および経営計画: 第23回定時株主総会招集ご通知(10頁)

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」に記載の通りです。

また、現状のコーポレートガバナンス体制を選択している理由については、本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由」に記載の通りです。

(3) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針および決定方法

当社の取締役の報酬は、継続的な企業価値の向上という経営目標に合わせて、その構成を決定しております。

短期的な報酬体系は、月額報酬と単年度の業績に応じた役員賞与により構成しております。月額報酬と役員賞与の総額は株主総会で承認された報酬枠の範囲内とし、取締役会において決議しております。加えて、当社では、役員持株会を設けており、中長期的な企業価値向上を目指すことで株主と価値の共有を図ることを目的とし、取締役の月額報酬から一定額を役員持株会に拠出し当社株式を取得しております。

監査役報酬につきましては、その職務に鑑み、固定報酬である月額報酬のみとし、報酬総額は株主総会で承認された報酬の範囲内で、監査役会での協議により決定しております。

執行役員の給与については、取締役会で定めた基準に従い、業績・能力の評価を反映して決定しております。また、賞与につきましては、各執行役員の業績に対する貢献度に基づき決定しております。

なお、取締役の報酬の決定については、より客観的で透明性の高い報酬制度となるよう、独立社外役員を主要な構成員とした諮問機関を設置することを検討しております。

(4) 取締役および監査役候補者の選考・指名にあたっての方針および手続

当社の取締役候補者の選考・指名にあたっては、業務執行取締役については、グループの成長に対するビジョンと強いリーダーシップを有し、グループ全社を統括するマネジメント力と専門性を兼ね備え、人格・知見ともに優れ、部門や子会社を統率した実績のある経験豊富な人物であること、また、社外取締役については、さまざまな経営経験・ビジネス知識等を活かし、当社経営全般に対する監督・助言をいただける人物であることを選考・指名の方針として、代表取締役社長が候補者を選考し、取締役会に諮っております。

また、監査役候補者の選考・指名にあたっては、広範かつ豊富な知見と経験を有している人物であることを重視し、さらに社外監査役については監査機能を発揮するに必要な専門知識を有している人物であることを選考・指名の方針として、代表取締役社長が候補者を選考し、監査役会の同意のもと取締役会に諮っております。

なお、候補者の指名については、より公正かつ透明性の高い指名制度となるよう、独立社外役員を主要な構成員とした諮問機関を設置することを検討しております。

(5) 取締役および監査役候補者の指名を行う際の個々の説明

株主総会において、個々の指名の理由をご説明しておりますが、来年度以降は、株主総会招集ご通知において個々の指名理由を開示する方針です。

【補充原則4-1-1】(取締役会の役割・責務)

当社では、取締役会の決議をもって決定すべき事項を「取締役会規程」で定めており、株主総会に関する事項、決算に関する事項、取締役等および取締役会に関する事項、株式に関する事項、グループ(連結)の経営方針に関する事項、当社の経営方針に関する事項、事業に関する事項、人事・組織に関する事項、資産に関する事項、資金に関する事項、子会社に関する事項およびその他の重要な事項について、取締役会の決議をもって決定することとしております。

また、代表取締役社長の諮問機関として、執行役員を構成員とする経営会議を設置し、「取締役会規程」に定められた決定事項等について事前審議をするとともに、「取締役会規程」に定められた以外の業務執行上の事項について意思決定を行っております。なお、経営会議には、常勤監査役も出席し、職務執行の状況を確認しております。

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準および資質)

当社では、社外取締役の独立性に関する判断基準を定めており、有価証券報告書において開示しております。具体的な内容につきましては、当社の第23期有価証券報告書(37頁)に記載の通りです。

【補充原則4-11-1】(取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方)

業務執行取締役については、グループの成長に対するビジョンと強いリーダーシップを有し、グループ全社を統括するマネジメント力と専門性を兼ね備え、人格・知見ともに優れ、部門や子会社を統率した実績のある経験豊富な人物を、また、社外取締役については、さまざまな経営経験・ビジネス知識等を活かし、当社経営全般に対する監督・助言をいただける人物を第一に選考しております。また、取締役会が効率的かつ効果的に機能し迅速かつ果断な意思決定が可能となるよう、当社の事業規模を勘案して、定款において取締役の員数を7名以内に定めております。加えて、性別・年齢・人種などを問うことはせず、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスおよび多様性を確保しております。取締役の選任にあたっては、これらの選任方針に従い、代表取締役社長が候補者を指名し、取締役会に諮ることとしております。

なお、候補者の指名については、より公正かつ透明性の高い指名制度となるよう、独立社外役員を主要な構成員とした諮問機関を設置することを検討しております。

【補充原則4-11-2】(取締役・監査役兼任の状況)

当社の取締役および監査役の重要な兼務の状況は、当社の第23回定時株主総会招集ご通知(14頁)に記載の通りです。

【補充原則4-14-2】(取締役・監査役トレーニング)

当社は、取締役・監査役として期待される役割および責務を適切に果たすことができるよう、必要な知識の習得機会の提供および幹旋を行っております。取締役および監査役に対しては、主として第三者機関主催の研修会受講の利用機会を提供し、その費用を会社が負担しております。

また、新任取締役および新任監査役の就任の際には、グループ全体の事業概要や事業戦略等に関する必要な知識に加え、法令上の権限および

び義務等に関する研修等を行っております。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は株主様と積極的に対話を行い、当社の事業戦略や経営方針を説明するとともに、対話を通じて得た知見を経営に活かすことで、中長期的な企業価値を向上させたいと考えております。

IRにつきましては、最高財務責任者を務める山手章弘(取締役/執行役員CFO)および情報取扱責任者である丸山信人(執行役員CPO)の2名が担当しております。株主様・投資家の皆様並びに機関投資家およびアナリスト等との対話の窓口は、社長室、当社グループの経営管理を担う子会社である株式会社Impress Professional Worksのグループ総務部およびグループ財務部が共同で対応しております。

経営層へのご面談のお申し込みに対しましては、面談の目的および内容の重要性、ご面談希望者様の属性等を考慮し対応いたします。また、当社は、個別面談を重視しているため、決算説明会等につきましては、株主様・投資家の皆様並びに機関投資家およびアナリスト等のご要望等に応じて、今後検討いたします。

なお、インサイダー情報の厳格な管理を行う目的から、当社規定に準じ、決算発表前等の一定期間において面談や電話交信をはじめすべての対話のお申し込みはお受けしておりません。また、ご面談の際にいただきましたご意見や質疑応答につきましては、上記の担当取締役への報告はもとより、取締役会へフィードバックするなど経営の改善に役立ててまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
塚本 慶一郎	9,913,036	26.53
有限会社T&Co.	9,350,000	25.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	963,300	2.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	470,400	1.26
日本証券金融株式会社	360,900	0.97
インプレスグループ従業員持株会	254,820	0.68
井芹 昌信	252,540	0.68
株式会社SBI証券	245,800	0.66
郡司 明郎	193,000	0.52
土田 米一	168,880	0.45

支配株主(親会社を除く)の有無	塚本 慶一郎
親会社の有無	なし

補足説明 更新

2. 資本構成(2)大株主の状況は、平成27年9月30日の株主名簿に基づいて記載しております。なお、塚本慶一郎氏の所有株式数には、平成27年8月26日付けで締結した株式処分信託に伴い株式会社SMBC信託銀行が保有している株式数(平成27年9月30日現在2,352,300株)を含めて表記しております。

また、平成27年10月19日付けで、筆頭株主に異動が生じ、塚本慶一郎氏に代わり、有限会社T&Coが筆頭株主となっております。なお、有限会社T&Coは、塚本慶一郎氏が代表取締役を務める資産管理会社であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との取引に関しましては、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取締役会決議及び社内規定等に基づき決定・処理がなされております。少数株主保護の観点から、取締役会決議及び社内規定等によらない取引が発生する場合には、弁護士、税理士、会計監査人等の外部機関の見解を求めることとし、取引の公正性を確保しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
前田 隆正	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
前田 隆正	○	—	上場企業の代表取締役を務めた経験を有し、一般株主との利益相反の生じるおそれのない独立した立場にあることから、経営全般に対する助言と客観性・中立性をもって適切な経営執行の監視がなされることを期待して選任しております。また、東京証券取引所上場規定施行規則第211条第4項第5号に該当する事項がないことから独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6名

監査役の人数	4名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査につきましては、監査役会において、監査基準、監査方針、監査計画等の決定を行い、各監査役は、毎月開催の取締役会に出席し、経営の執行状況の把握・監視を行っております。

また、常勤監査役につきましては、取締役会に限らず経営会議などの重要な意思決定が行われる会議へ出席するほか、定期的に業務執行者へのヒアリングを実施する等、業務執行状況の監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
大西 健一	他の会社の出身者														
松本 伸也	他の会社の出身者														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大西 健一	○	——	税理士としての長年の経験と見識を有し、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立した立場にあることから、税務・会計リスクに関する監査機能が強化されることを期待し選任しております。また、東京証券取引所上場規定施行規則第211条第4項第5号に該当する事項がないことから独立役員として指定しております。
松本 伸也	○	——	弁護士としての長年の経験と見識を有し、法務リスクに関する監査機能が強化されることを期待し選任しております。また、同氏が所属する丸の内総合法律事務所と当社子会社である株式会社Impress Professional Worksとの間で法律顧問契約を締結しておりますが、同氏への報酬は、多額の金銭その他の財産に該当するものではなく、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立した立場にあるものと判断しております。また、東京証券取引所上場規定施行規則第211条第4項第5号に該当する事項がないことから独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員すべてを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

持続的な事業成長に対する意欲を高め、経営努力による企業価値の増大を通じて株主利益を図る目的で、ストックオプション制度を実施しております。

また、当社では、中長期的な企業価値向上を目指すことで株主と価値の共有を図ることを目的とし、役員持株会を設け、取締役の月額報酬から一定額を役員持株会に拠出し当社株式を取得しております。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

社内取締役、社外取締役

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役の事業に対する貢献意欲及び経営への参画意識を高めるためのインセンティブプランとしてストックオプションを実施しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬額が1億円以上に該当する役員がいないため、社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

社外取締役への支払報酬額3百万円を含め、取締役に支払った報酬の総額は51百万円です。

当社の取締役の報酬は、継続的な企業価値の向上という経営目標に合わせて、その構成を決定しております。

短期的な報酬体系は、月額報酬と単年度の業績に応じた役員賞与により構成しております。月額報酬と役員賞与の総額は株主総会で承認された報酬枠の範囲内とし、取締役会において決議しております。加えて、当社では、役員持株会を設けており、中長期的な企業価値向上を目指すことで株主と価値の共有を図ることを目的とし、取締役の月額報酬から一定額を役員持株会に拠出し当社株式を取得しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会事務局を職務をサポートする組織としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1)業務執行に関する監督・監査体制について

当社グループの業務執行に関する監督体制といたしましては、グループ会社の代表取締役又は当該代表取締役が任命する取締役が当該グループ会社の経営および財務状況を当社代表取締役に定期的に報告するとともに、グループ会社の重要な経営情報につきましては、当社執行役員および各部門長により、当社取締役会にレポートが行われる体制となっております。

当社取締役につきましては、経営監視機能の強化を目的に独立役員の適合性を有する社外取締役を選任するとともに、経営責任を明確にする目的で任期を1年としております。また、当社は執行役員制度を導入しており、業務に関する責任と権限を明確化し、業務統制の向上を図っております。監査役につきましては、監査機能の強化を目的に独立役員の適合性を有し、弁護士/税理士の資格を持つ専門家を含め、社外監査役を2名選任しております。取締役会は毎月1回以上開催、監査役会は3ヶ月に1度以上開催されるとともに、監査役は取締役会に参加し、取締役の職務執行について実効のある監視機関として機能しております。

(2)会計監査の状況について

当社は、会社法および金融商品取引法に基づく会計監査を新日本有限責任監査法人に依頼しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。また、業務を執行した公認会計士で継続監査年数が7年を超える者はおりません。なお、当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりです。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員業務執行社員:大田原吉隆、藤原選
- ・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士8名、その他11名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループは、経営スピードの向上とガバナンス体制の強化等を目的として、経営の監督と事業の執行を分離した持株会社体制を採用しており、グループの経営監視機能を当社に集約し、グループ全体の内部統制システム及びリスク管理体制を構築しております。

また、当社におきましては、持株会社の経営監視機能を強化する目的で、独立役員の適合性を有する社外取締役、社外監査役を選任するとともに、経営と業務の執行責任を分離する目的で執行役員制度を導入しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送(法定期限よりも4日前に送付)に加え、発送前に(発送日の3日前)自社のホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	投資家の皆様に適切な投資情報をお届けするために、当社は、オープンポリシーを旨とするIR活動を行ってまいります。具体的には、東京証券取引所の適時開示規則に準拠したうえで、当社の判断により、投資判断を左右する重要な会社情報が生じた、と認められる場合には、直ちに適切な開示措置を講じます。	
IR資料のホームページ掲載	適時開示情報につきましては、TDnetでの公開と同時に自社のホームページに掲載を行うほか、重要な会社情報につきましてはホームページでの掲載を行い、IR情報の充実に努めております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	東京証券取引所との連絡担当者を、当社グループの経営管理を担う子会社である株式会社Impress Professional Worksのグループ財務部に設置しております。 株主様・投資家の皆様並びに機関投資家及びアナリスト等との対話の窓口は、社長室、株式会社Impress Professional Worksのグループ総務部およびグループ財務部が共同で対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	事業活動やブランド力を通じた社会貢献活動に取り組んでまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	重要な経営情報に関する情報の種類及び伝達経路を整備し、適時開示が可能な体制を整えております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ・当社代表取締役は、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることにつき、その精神を繰り返し当社グループの役職員に伝えることにより徹底するものとする。
- ・当社代表取締役は、コンプライアンス体制の構築・維持を所管する執行役員を任命し、当社グループの「コンプライアンス規程」に従い当社グループのコンプライアンス体制を構築・維持するものとする。
- ・当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引ならびにその不当な要求に対しては一切応じないものとする。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ・当社代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき統括する情報管理責任者を執行役員の中から任命し、その者をして、「文書管理規程」に従い、当社グループの職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存させる体制を構築する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社代表取締役は、リスクマネジメントを所管する執行役員を任命し、当社グループの「リスクマネジメント規程」に従い当社グループのリスクマネジメントに関する体制の整備及び問題点の把握に努める。その実施にあたっては、リスクマネジメント担当執行役員を責任者とするリスクマネジメント事務局を設置し、リスクマネジメント上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。
- ・グループ各社においては、各社社長が各社のリスクマネジメント責任者を任命し、リスクマネジメント体制の整備及び問題点の把握に努める。また、各社社長は、各社のリスクマネジメント担当者を選任し、同担当者をして、リスクマネジメント事務局と共同で、各社固有のリスクの分析と、その対策の具体化にあたらせる。
- ・当社グループの役職員がリスクマネジメント上の問題を発見した場合は、すみやかに各社リスクマネジメント責任者を通じてリスクマネジメント事務局へ報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・社内規程の定めに基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとるものとする。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社グループにおける内部統制の充実を目指し、当社代表取締役は、当社グループの内部統制に関する担当者を執行役員の中から任命するとともに、その者をして当社グループ間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制構築を促進させるものとする。
- ・内部監査室は、関係部門と連携し、当社グループに対する内部監査を行うものとする。
- ・当社の「関係会社管理規程」に従い、当社代表取締役任命された取締役等は、当社代表取締役自社または担当する会社の経営及び財務状況を定期的に報告するものとする。

(6) 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

- ・監査役会の職務を補助する組織を当社の内部監査室とする。
- ・補助者の人事異動については、監査役会の意見を尊重するものとし、当該補助者は、監査役会の指示に基づき監査役会の職務を補助するものとする。

(7) 監査役会の職務の執行により生ずる費用に関する事項

- ・監査役会の監査に係る諸費用については、当該監査の実行を担保すべく予算を確保し、監査役が職務の執行により費用の前払、もしくは支出した費用の精算等を請求した場合、社内規定に基づき支払うものとする。

(8) 取締役・使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

- ・内部統制に関する担当者となった執行役員は、次に定める事項を監査役会に報告することとする。
 - イ. 当社経営会議で報告・審議された重要な事項
 - ロ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ハ. 月次の経営状況として重要な事項
 - ニ. 重大な法令・定款違反
 - ホ. その他リスクマネジメント上重要な事項
- ・当社グループの役職員は、前号ロ、二及びホに関する事実を発見した場合には、監査役会に直接報告することができるものとする。当社グループは、当該報告者に対し、人事制度上その他の不利益な取扱いをせず、また、他の役職員による当該報告者に対する嫌がらせまたは不利益な取扱いを禁ずる。

(9) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役会による代表取締役、執行役員及び重要な各使用人からの個別ヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、監査役会の間で定期的に意見交換会を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、上記(1)に記載いたしましたとおり、反社会的勢力に対する基本方針を掲げております。

また、当社グループにおいて管理すべきリスクを整理したリスクカタログにおいて、反社会的勢力による不当要求等を質的リスクと捉え、当該リスクが顕在化した場合は、リスクマネジメントを所管する当社執行役員を責任者とするリスクマネジメント事務局に情報を集約し、当社顧問法律事務所等の専門家と連携し、対処することとしております。

なお、リスクマネジメント体制の徹底及び円滑な運用を行うために、リスクマネジメント規程を制定しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の強化については、下記の課題を掲げております。

- (1)当社グループ経営に関するモニタリング体制の強化
- (2)各グループ会社における内部統制機能の充実

当社といたしましては、上記課題を踏まえ、会社法及び金融商品取引法への対応を含む内部統制機能の強化に持続的に取り組んでおります。

※内部統制システム相関図

